

注 文 書

- 1 契 約 番 号 管理第053号

- 2 契 約 名 大崎市民病院広報誌「つながり」作成支援業務委託

- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

- 4 履 行 期 間 令和 3年 4月 1日 から
令和 5年 3月31日 まで

- 5 別 添 書 類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書

- 6 担 当 課 経営管理部 経営企画課

大崎市民病院広報誌「つながり」作成支援業務委託仕様書

1 委託業務名 大崎市民病院広報誌「つながり」作成支援業務委託

2 委託期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3 委託業務の内容

(1) 制作業務の範囲

ア 取材（4ページ分の原稿作成含む。）

読者が医療の内容を理解しやすいような原稿とするため、必要な知識、経験、技能を持った従事者をもってあたらせ、常に責任をもって適正かつ円滑に業務を遂行する体制を整備する。

イ 写真撮影

ウ オフセット原版の作成

エ レイアウト

(ア) ユニバーサルデザインの視点に立ち、だれもがわかりやすい情報と質の高いサービスが提供できるようレイアウトを提案すること。また、原稿に合せた図表やイラストを作成すること。

(イ) 写真点数については、担当課と協議し決定する。

オ 図表の新規作成及びデザイン、文字表記の提案（用語・単語・送り仮名・単位等の表記については、統一化を図ること。）

カ 校正作業

(ア) 校正については3回とし、PDFファイル及びカラー出力で2部準備すること。

(イ) 色校は、1回とする。

(ウ) 校正に当たっては、作業済みのものから順次行うものとするが、最終校正は全ページ一括とする。

キ 印刷・製本作業

ク 電子データの作成（発注者がウェブサイト上に掲載するPDFファイルを作成すること。）

ケ 作成業務全般の運営管理

- (ア) 制作スケジュールを作成するとともに、進捗状況を管理・把握し、円滑に業務を進めること。
- (イ) スケジュールに変更が生じたときは、速やかに担当課と調整を行うこと。
- (ウ) 発注者が提供する原稿の内容の確認及び構成は、受注者が受け取り、修正、訂正、変更等の指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (エ) 受注者は、制作業務の履行期間中は発注者と定期的に報告及び打ち合わせを行うこと。

(2) 規格

- ア 仕上がりサイズ A4版（A3版横中折り）
- イ 頁数 8ページ
- ウ 用紙 マットコート紙 A判 70.5kg
- エ 印刷 オフセット印刷（カラー）
- オ 製本 二つ折，綴じなし，二穴加工

(3) 発行回数

- ア 定例発行 年4回（6月上旬，9月上旬，12月上旬，3月上旬）
- イ 臨時発行 必要に応じて依頼（臨時発行する場合は，発注者と協議した額をもって別途対応すること。）

(4) 発行部数 1回の発行当たり 5,000部

(5) 掲載内容 発注者が作成する広報誌発行実施計画に基づき掲載を行うものとする。

(6) 納品物

- ア 広報誌（印刷完成品） 1回当たり（5,000部）
- イ 広報誌（PDF版）CD-ROM 1枚
- ウ 印刷物入稿データ

(7) 納入期限 発注者と協議の上，決定すること。

(8) 納入場所

〒989-6183 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
大崎市民病院経営管理部経営企画課経営戦略係

4 業務委託料の支払い

支払いの時期は、広報誌の発行ごとに発注者が給付の完了の確認又は検査を終了した後、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内とする。

支払いは、広報誌の発行ごとに、受注者からの請求書に基づき、指定された口座に支払うものとする。

5 再委託の制限

受注者は、承諾なくして本委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。

6 著作権について

- (1) 当該委託契約に係る成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）及び所有権を含めて、すべて発注者に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有していた提案者固有の知識、技術に関する権利等については、留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- (2) 受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

7 機密の保持

本業務委託契約を通して知り得た秘密は、本業務委託契約の期間中及び本契約終了後においても、第三者に漏えいしてはならない。

8 暴力団等の排除について

- (1) この契約書履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当するとみとめられたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団員関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警

察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。

なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延等が発生すると認められるときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9 長期継続契約の該当について

本件は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するので，以下の点に留意すること。

- (1) 発注者は，この契約の締結日の翌年度以降における発注者の歳出予算において，既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは，発注者はこの契約を変更し，又は解除することができるものとする。
- (2) 発注者は，前項の規定によりこの契約変更し，又は解除された場合において，受注者に損害が生じたときは，発注者は，受注者に対し，損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

10 その他

本業務について，仕様書に明示されていない事項でも，その履行上当然必要な事項については，受注者が責任を持って対応すること。また，仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合には，発注者と受注者で協議の上，これを処理するものとする。

広報誌（つながり）参考明細書

（消費税及び地方消費税除く）

調達件名又は物品名（型式含む）	数量	単位	単価（円）	金額（円）	消費税区分	摘要
印刷費	8	回				
デザイン料	8	回				
取材費	8	回				
撮影費	8	回				
計（消費税及び地方消費税額除く）						
消費税及び地方消費税額					適用税率	10.0%
計（消費税及び地方消費税額含む）						